

## 令和4年度デマンド交通実証実験業務に係る提案説明書

### 1 業務の名称

令和4年度デマンド交通実証実験業務

### 2 趣旨

本説明書は、「令和4年度デマンド交通実証実験業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

### 3 業務の目的

本市の「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、目指すべき都市空間として持続可能な都市を支えるネットワークの構築を掲げており、その目標の実現に向けて、地域の移動を支えるバスネットワークの維持・向上に向けた取組を進めることとしている。

現在、本市のバス路線の運行は、その全てを民間バス事業者が担っているが、本市では一定の要件を満たす赤字バス路線に対する補助制度や、バス路線休廃止時に一定の要件において代替交通を確保するバス代替交通導入制度を運用することにより、市内バス路線の安定的な維持に取り組んでいる。

しかし、多くの不採算路線を抱え、バス事業者の経営環境は厳しさを増しており、特に、バス運転者不足の深刻化が急速に進んでいることに伴い、減便等によるバスのサービス水準の低下が避けられない状況となっており、従来の枠組みにとらわれない新たな施策の導入が求められている。

本業務は、AIを活用したデマンド交通により、地域の利用目的等の分析を行い、地域にあった生活交通の在り方を検討するほか、札幌市の公共交通では事例のないデマンド交通について、AIの活用による利便性向上に係る効果や、利用者の抵抗感、受容性などを検証しながら、今後の持続可能な生活交通ネットワーク構築に向けた検討を行うことを目的とする。

### 4 業務の内容

別紙仕様書のとおり

### 5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月31日までとする。

## 6 業務提案の上限額

金 8,000,000 円 (別紙仕様書記載の運行経費負担金、消費税及び地方消費税を含む) 以内とする。

## 7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)スケジュール	実証実験開始に向けた準備から、実証実験の検証も含めたスケジュール	A4判1ページまで
(2)実施体制	配置予定者の業務実績、同種・類似業務の実績、緊急時の連絡体制	
(3)提案内容 (予約システム・受付)	予約システムの概要、予約受付体制 (電話、WEB)	A4判2ページまで
(4)提案内容 (プロジェクトマネジメント)	下記項目に関する相談・支援業務実施体制 ・地域及び関係者への説明 ・アンケートの実施・分析 ・運行継続に向けた利便性向上にかかる検討 ・地域公共交通会議の資料作成等	A4判2ページまで
(5)提案内容 (将来性、拡張性)	実証実験完了後、継続的な導入検討をする場合における運用体制・想定費用	A4判1ページまで
(6)提案内容 (独自提案)	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(7)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

## 8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構

成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者または登録申請中の者であること。

## 9 提案方法等

### (1) 提出書類

#### ア 正本1部

##### (ア) 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

##### ① 競争参加資格認定通知書の写し

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録申請中の場合は、入札参加資格申請書類一式の写し

##### (イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

#### イ 副本9部

上記(イ)の企画提案書の写し

### (2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記13の連絡先に提出すること。

### (3) 提出期限

令和4年8月17日（水）15時00分必着（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

### (4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用

に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和4年8月9日（火）17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和4年度デマンド交通実証実験業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を

行う。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は5件とする。なお、参加者が5件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

#### イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行うこともある。

- (ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

#### (2) 審査スケジュール (予定)

一次審査 令和4年8月22日(月)

二次審査 令和4年8月26日(金)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

#### (3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1)スケジュール	実施スケジュールが妥当かつ具体的なものであり柔軟な調整が可能なものであるか	5
(2)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか</li> <li>・同種・類似業務の実績があるなど、本業務の遂行に必要な予約システム・予約受付体制が構築されているか</li> <li>・緊急時において、現地確認・利用者対応など迅速かつ的確な対応が可能であるか</li> </ul>	15
(3)提案内容（利便性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、運行事業者いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか</li> <li>・運用データの蓄積・分析が可能で、運行実績の検証や運行計画の見直しに利用できるものであるか</li> </ul>	20
(4)提案内容（独自提案）	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	20
(5)提案内容（プロジェクトマネジメント）	<p>下記項目に関する相談・支援を的確に実施することができるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域及び関係者への説明</li> <li>・アンケートの実施・分析</li> <li>・運行継続に向けた利便性向上にかかる検討</li> <li>・地域公共交通会議の資料作成等</li> </ul>	20
(6)システムの将来性・拡張性	<p>実証実験業務完了後、本市での継続的な導入検討に向けて、下記項目を踏まえた効果的かつ実現性のある内容であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行車両数や運行時間などの運行計画の変更等、運行を継続した場合に想定される事項に対応できるシステムであるか。</li> <li>・当該エリアで継続的に運行した場合や新たなエリアで運行開始した場合において、費用も含め効率的な運用が可能であるか</li> </ul>	15
(7)費用		5
合 計		100

#### (4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

### 12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容（参考見積内容を含む。）を変更した上で契約する場合がある。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、上記 8 に示した令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿への登録申請が却下された場合や、札幌市が主宰する地域公共交通会議にて提案内容が承認されなかった場合には、契約の相手方とはしない。

### 13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail [sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp)